

宮古構想区域の地域医療構想に係る具体的対応方針について

1 地域医療構想について

急速な少子高齢化が進む中、医療介護需要の増大と疾病構造の変化が予測され、限られた医療資源を効率的かつ効果的に活用することや、医療と介護の連携を図るため、患者のニーズに応じ、高度急性期から急性期、回復期、慢性期、在宅医療・介護に至るまで一連のサービスが切れ目なく、過不足なく提供される医療体制の確保を目指すもの。

2 これまでの経緯

- 平成 28 年 3 月に岩手県地域医療構想を策定。
- 平成 30 年 8 月、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年の病床機能ごとの必要病床数と病床機能報告とを比較するとともに、各病院から提出された「各病院の役割と機能、2025 年を見据えた今後の方向性について」をもとに、宮古構想区域における具体的対応方針(病院のみ)を策定。
- 令和 5 年度、上記病院の具体的方針に加え、有床診療所における具体的対応方針も追加。
- 毎年度、法令に基づき宮古構想区域における地域医療構想調整会議において、地域医療構想の進捗状況について報告・協議しているもの。

3 具体的対応方針について

宮古圏域の地域医療構想実現に向けた具体的対応方針について、病床機能報告等の最近の状況を踏まえ、以下のとおりとするもの。

病院、有床診療所からの具体的対応方針については、別添資料 1 - 2、1 - 3 のとおり。

(1) 現状

① 圏域内の病床数について

令和 7 (2025) 年時点の稼働病床数は 518 床(精神病床を除く)となっており、2025 年に必要とされる病床数である 472 床を上回っている状況である。

② 病床機能別病床数について

ア 急性期

令和 7 (2025) 年時点の稼働病床数は 260 床(精神病床を除く)となっており、令和 7 (2025) 年の必要病床数 143 床との差は 117 床の過剰となっている。

イ 回復期

令和 7 (2025) 年時点の稼働病床数は 188 床(精神病床を除く)となっており、令和 7 (2025) 年の必要病床数 196 床との差は 8 床の不足となっている。

ウ 慢性期

令和 7 (2025) 年時点の稼働病床数は 70 床(精神病床を除く)となっており、令和 7 (2025) 年必要病床数 94 床との差は 24 床の不足となっている。

エ 休床数等

有床診療所の休床数について、資料 1 - 3 の診療所ごとの具体的対応方針において 6 床休床となっているが、有床診療所が追加となった令和 5 年度から廃止を見込んでいたため、例年稼働病床数として報告していないもの。

(2) 方向性について

圏域内の必要病床数を維持していくとともに、医療と介護の連携や在宅医療の充実に向けた取組について、医療機関や関係施設、団体等との連携のもと、より一層の取組を進めていくこととする。

4 今後の対応

令和 8 (2026) 年からの新たな地域医療構想に向けた国の動向を注視し、宮古圏域における必要な対応事項等について、国、県の方針に基づき、引き続き宮古構想区域地域医療構想調整会議の場において検討していく。